

### 3) 作業費

作業費は、用地調査をするに当たって、掘削、樹木の伐採、保安要員等が特に必要と認められる場合には、別途見積りを徴収するものとする。

## 2 間接原価

その他原価は、間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く）で構成する。

なお、特殊な技術計算、図面作成等を専門業者に外注する場合に必要な経費を含むものである。

### 間接原価

間接原価は業務処理に必要な経費のうち直接原価以外の経費で、当該業務担当部署の業務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費、**熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）**等の経費、情報共有システムに要する経費（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用である。

また、主に現場の施設や設備に対する**熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。積上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。**

## 3 一般管理費等

一般管理費等は、業務処理に必要な建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費で、一般管理費等は、一般管理費及び付加利益で構成する。

### (1) 一般管理費

一般管理費は当該用地調査業務を実施する建設コンサルタント等の本店及び支店のうち、当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含むものである。

### (2) 付加利益

付加利益は、当該用地調査業務を実施する建設コンサルタント等を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含むものである。

## 第4 消費税相当額

消費税相当額は、調査業務価格に対する消費税相当額である。

## 第5 用地調査業務費の積算

### (1) 用地調査業務費の積算方式

建設コンサルタント等を対象とする場合の用地調査業務費は次の積算方式により積算する。

調査業務費＝業務価格＋消費税等相当額

＝(直接人件費＋直接経費＋その他原価＋一般管理費等)×(1＋消費税率)

用地調査業務費＝(用地調査業務価格)＋(消費税相当額)

＝{(直接人件費)＋(直接経費)＋(その他原価)

＋(一般管理費等)}×{1＋(消費税率)}

### (2) 各構成要素の算定

#### ①直接人件費

(令和8年7月22日以降積算基準日適用)

設計業務等に従事する技術者の人件費とする。なお、名称及びその基準日額は別途定める。

## ②直接経費

直接経費は1-(2)の各項目について必要額を積算するものとする。

1-(2)の各項目以外の必要額については、その他原価として計上する。

## ③その他原価

その他原価は、次の式により算定した額の範囲内とする。

$$\text{その他原価} = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 $\alpha$ は業務原価(直接経費の積上計上分を除く)に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

## ④一般管理費

一般管理費等は、次の式により算定した額の範囲内とする。

$$\text{一般管理費等} = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 $\beta$ は業務価格に占める一般管理等の割合であり、35%とする。

## ⑤消費税相当額

消費税相当額は、業務価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。

$$\text{消費税相当額} = \{[(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) + (\text{一般管理費等})]\} \times (\text{消費税率})$$

消費税相当額は、業務価格に消費税等の税率を乗じて得た額とする。

$$\text{消費税相当額} = (\text{直接人件費} + \text{直接経費} + \text{その他原価} + \text{一般管理費等}) \times \text{消費税等税率}$$

## 第6 旅費積算基準

### 1 旅費・交通費の積算起点

旅費・交通費の積算上の起点については、実績のある最寄りの市町村の市役所または、役場所在地とする。

### 2 旅費・交通費の積算

旅費・交通費の積算は、設計業務の価格積算基準 第5 旅費積算基準 3 旅費・交通費の積算による。

#### (1) 打合せ協議

打合せ協議のため最寄りの積算起点から打合せ協議の当該事務所等までの間を往復する費用は、設計業務の価格積算基準 第5 旅費積算基準 3 旅費・交通費の積算(1)打合せ等ア・イによる。この場合に複数の調査区分(例えば「建物等の調査」と「営業その他の調査」)を同一の業務として発注するときは、各業務区分の中間打合せ回数をそれぞれ計上するものとする。

なお、打合せ協議には、打合せ記録簿の作成時間及び移動時間(片道所要時間1時間程度以内)を含むものとする。

1) 各調査区分の打合せ協議の編成は別表のとおり。

別表

(1業務当り)

区分	主任技師	技師(A)	技師(B)	備考
第1回打合せ	0.5	0.5	0.5	(対面)
中間打合せ	0.5	0.5	0.5	1回当り(対面)

成果品納入時	0.5	0.5	0.5	(対面)
--------	-----	-----	-----	------

2) 中間打合せ回数は、次表業務区分の記載の標準回数を基本とし、必要に応じて、中間打合せ回数を増減して計上するものとする。

業務区分	標準回数	備考
権利調査	1	
土地利用履歴等調査	1	(第二段階調査をする場合は2回)
建物等の調査	2	
営業その他の調査	2	
予備調査	1	
移転工法案の検討	2	
土地評価	3	
環境影響調査	1	(算定を実施する場合は2回)

## (2) 現地調査のための旅費の積算

### 1) 日帰りで業務を行う場合

設計業務の価格積算基準 第5 旅費積算基準 3 旅費・交通費の積算 (2) 現地調査のための旅費の積算 アによる。

### 2) 滞在して業務を行う場合

設計業務の価格積算基準 第5 旅費積算基準 3 旅費・交通費の積算 (2) 現地調査のための旅費の積算 イによる。

## 第7 一般事項

### 1 技術者の職種区分

用地調査業務の積算における技術者の職種区分は、設設業務の価格積算基準 第7 一般事項 1 技術者の職種区分による。

### 2 現地踏査

現地踏査は、用地調査業務の着手に先立ち現地の概況を把握するために行うものである。

この場合に複数の調査の区分(例えば「建物等の調査」と「営業その他の調査」)を同一の業務として発注するときは、各業務区分の現地踏査費用をそれぞれ計上するものとする。